

令和 8 年 9 月 11 日
財 務 局

東京都債権管理条例に基づく私債権の放棄について

東京都債権管理条例に基づき回収不能と判断し、令和 7 年度に放棄した都の私債権の内容について、下記のとおりお知らせします。

記

	件数（所管局数）	合計金額
令和 7 年度	8 件（3 局）	257 万 6, 429 円 （詳細は別紙のとおり）
（参 考）		
令和 6 年度	7 件（2 局）	649 万 5, 768 円

【問合せ先】	（電話）
<全体に関すること>	財務局主計部財政課 03-5388-2669
<債権番号 1～3>	住宅政策本部住宅企画部企画経理課 03-5320-4921
<債権番号 4～7>	福祉局企画部計理課 03-5388-3957
<債権番号 8>	教育庁福利厚生部福利厚生課 03-5320-6816

(別 紙)

番号	債権の名称	金額	放棄決定の日
1	都営住宅の共用部分の電気料金に係る入居者負担分	575円	令和8年3月23日
2	都営住宅の共用部分の電気料金に係る入居者負担分	623円	令和8年3月23日
3	都営住宅の共用部分の電気料金に係る入居者負担分	335円	令和8年3月23日
4	東京都母子及び父子福祉資金貸付金	180,000円	令和8年3月17日
5	東京都母子及び父子福祉資金貸付金	686,000円	令和8年3月17日
6	東京都母子及び父子福祉資金貸付金	1,500,000円	令和8年3月17日
7	東京都母子及び父子福祉資金貸付金	164,880円	令和8年3月17日
8	社会保険料	44,016円	令和8年3月13日
	東京都 合計	2,576,429円	